

頁	変更前	頁	変更後				
2	(新規)  (13) 水位到達情報 水位到達情報とは、水位周知河川及び水位周知海岸において、あらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。	2	(13) 水位周知下水道 市長村長が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した下水道。市長村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定められた雨水出水特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2第2項）。 ※追加に伴う番号の繰り下げも併せて実施 (14) 水位到達情報 水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知海岸及び水位周知下水道において、あらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、高潮特別警戒水位、 <u>雨水出水特別警戒水位</u> ）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。				
3	(新規)	3	(22) 雨水出水特別警戒水位 法第13条の2第2項に定める雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位。市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を通知及び周知しなければならない。 ※追加に伴う番号の繰り下げも併せて実施				
4	(新規)	4	(26) 雨水出水浸水想定区域 水位周知下水道について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2）。 1 水防管理団体の責任 (5) 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項） (6) 雨水出水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2） ※追加に伴う番号の繰り下げも併せて実施				
16～24	水防時における通信連絡基本系統図 [その1]～[その9]	16～24	水防時における通信連絡基本系統図 [その1]～[その9] ・情報伝達先修正 連絡先の修正 ・情報伝達方法追記				
29	(新規)	29	第11章 水位周知下水道における水位到達情報 (種類及び発表基準) 第1 市町村長は、水位周知下水道が指定したものについて、当該水位周知下水道の水位観測所の水位が雨水出水特別警戒水位に達したときは、その旨の水位を示して、直ちに水防管理者および県知事に通知するとともに、雨水出水により相当な損害を生じるおそれがある地下街管理者等に周知するものとする。 この通知及び周知については、別表第25に規定することにより行う。 発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="1724 1692 2718 1839"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水出水特別警戒水位到達情報</td> <td>基準水位観測所の水位が雨水出水特別警戒水位に到達したとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	雨水出水特別警戒水位到達情報	基準水位観測所の水位が雨水出水特別警戒水位に到達したとき
種類	発表基準						
雨水出水特別警戒水位到達情報	基準水位観測所の水位が雨水出水特別警戒水位に到達したとき						

頁	変更前	頁	変更後
29	(新規)	29	<p>(水位到達情報の通知及び周知を行う下水道名)</p> <p>第2 法第13条第2項の規定により市町村長が水位到達情報の通知及び周知を行う下水道は、別表第25のとおりである。  なお、水位周知下水道の指定は、水位周知下水道名、基準水位観測所名及び雨水出水特別警戒水位を本水防計画の別表第25に規定することにより行う。</p> <p>(雨水出水特別警戒水位の通知及び周知)</p> <p>第3 雨水出水特別警戒水位の通知及び周知の発表様式は、第4号様式のとおりとする。</p> <p>2 市町村長が雨水出水特別警戒水位の水位到達情報を通知するときは「雨水出水特別警戒水位到達情報の連絡系統図」(第4号様式その2)により、水防管理者等に連絡する。  ※追加に伴う各番号の繰り下げも併せて実施</p>
40	別表第1(第3章第3関係) 指定水防管理団体・水防管理団体の水防団・消防団一覧表	40	別表第1(第3章第3関係) 指定水防管理団体・水防管理団体の水防団・消防団一覧表 ・ <u>団員数の更新</u>
42~130	別表第3(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域(河川)支部別総括表 別表第4(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域河川別総括表 別表第5(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域(河川)支部別内訳表 別表第6(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域(河川)支部別位置図	42~130	別表第3(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域(河川)支部別総括表 別表第4(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域河川別総括表 別表第5(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域(河川)支部別内訳表 別表第6(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域(河川)支部別位置図  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>※重要水防区域の見直しに係る変更</u></p> <p>(各支部毎の変更内容は【資料3】を参照)</p> <p>○重要水防区域変更河川</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国直轄河川  (多摩川、鶴見川、相模川(下流)、矢上川、早濑川、鳥山川)  総延長41,323.4m→40,916.6m 箇所数390ヶ所→348ヶ所に変更</li> <li>・県管理河川  (鷹取川、阿久和川、和泉川、小出川、山王川)  総延長232,166.0m→231,802.0m</li> </ul> </div>
147	別表第12(第5章第3関係) 取水堰等支部別内訳表	144~151	別表第12(第5章第3関係) 取水堰等支部別内訳表 ・位置 大字修正 ・管理者名の修正
157~158	別表第14(第5章第3関係) 陸閘等支部別内訳表	153~156	別表第14(第5章第3関係) 陸閘等支部別内訳表 ・名称の修正 ・位置 大字の修正
160	別表第15(第6章第2関係) 水防倉庫一覧	157	別表第15(第6章第2関係) 水防倉庫一覧 ・水防倉庫管理者名の修正
166~167	別表第17(第12章第2関係) 雨量観測所一覧表	160~166	別表第17(第12章第2関係) 雨量観測所一覧表 ・観測箇所、大字修正

頁	変更前	頁	変更後
171～177	別表第18（第12章第2関係）水位（潮位）観測テレメータ局位置図 別表第19（第12章第2関係）水位観測所一覧表	169～176	別表第18（第12章第2関係）水位（潮位）観測テレメータ局位置図 ・五月橋→東野川 変更 別表第19（第12章第2関係）水位観測所一覧表 ・43三ヶ木、44新町屋橋 水防団待機水位、氾濫注意水位の記載追加 ・144五月橋→東野川変更 水防団待機水位、氾濫注意水位の変更 ・位置 大字、量水標管理者修正
179～180	別表第19その2（第11章第2関係）河川監視カメラ画像公開箇所位置図 別表第19その3（第11章第2関係）河川監視カメラ画像公開箇所一覧表	177～178	別表第19その2（第12章第2関係）河川監視カメラ画像公開箇所位置図 ・東野川の追加 別表第19その3（第11章第2関係）河川監視カメラ画像公開箇所一覧表 ・有馬川、中堀川、小松川 追加
194～196	別表第23（第9章第2関係）水位情報の通知及び周知を行う河川一覧表	192～197	別表第23（第9章第2関係）水位情報の通知及び周知を行う河川一覧表 ・水位周知河川の追加 道志川、小松川 ・基準水位観測所変更 五月橋→東野川
	（新規）	200	別表第25（第11章第2関係）水位情報の通知及び周知を行う下水道一覧表 ※追加に伴う番号の繰り下げも併せて実施
202	別表第25（第13章第1関係） 県水防体制（水防本部・支部）	201	別表第26（第13章第1関係） 県水防体制（水防本部・支部）配備基準の見直し ・第2次非常配備 1. 指揮監及び支部長は、事態が長びくと想定される場合などにおいては、一部の配備要員を自宅等で待機させることができる。 追記 ・注 3. ※（風水害時の対応については、参-43～46を参照のこと） 追記
	（新規）	226	第4号様式（第11章第3関係） 雨水出水特別警戒水位到達情報（内水氾濫危険情報（レベル4相当情報【内水氾濫】）） ※追加に伴う番号の繰り下げも併せて実施
	（新規）	227	第4号様式（第11章第3関係）その2 「雨水出水特別警戒水位到達情報の連絡系統図」 ※追加に伴う番号の繰り下げも併せて実施
資11～18	資料4（第5章第2関係）神奈川県三保ダム操作規則	資11～19	資料4（第5章第2関係）神奈川県三保ダム操作規則 ・改正に伴う修正
資19～32	資料4その2（第5章第2関係）三保ダム放流警報要領	資20～52	資料4その2（第5章第2関係）三保ダム放流警報要領 ・改正に伴う修正
資39～51	資料5 その2（第5章第2関係）城山ダム放流要領	資59～87	資料5 その2（第5章第2関係）城山ダム放流要領 ・改正に伴う修正
資料110～111	資料14（第5章第3関係）飯泉取水施設管理規程 第9条（1）小田原水防支部（土木事務所内）	資料142～143	資料14（第5章第3関係）飯泉取水施設管理規程 第9条（1）県西土木事務所小田原土木センター水防支部（土木センター内）

頁	変更前	頁	変更後
資料113	別表第1 管理すべき施設	資料145	別表第1 管理すべき施設 概要 内容修正
資料162	神奈川県 <small>の</small> 海岸法 <small>に関する</small> 陸閘等 <small>操作規則</small> 別表第2 (第4条関係) 別表第3 (第5条関係)	資料162~163	神奈川県 <small>の</small> 海岸法 <small>に関する</small> 陸閘等 <small>操作規則</small> 別表第2 (第4条関係) 別表第3 (第5条関係) ・小田原海岸 国府津地区 門扉No. 修正 所在地修正
資料146~147	別表1 大雨警報・注意報の発表基準 別表2 洪水警報・注意報の発表基準	資料178~179	別表1 大雨警報・注意報の発表基準 別表2 洪水警報・注意報の発表基準 最新版に更新
参32~33	参考資料9 危機管理型水位計一覧表	参32~34	参考資料9 危機管理型水位計一覧表 ○水位計の追加 14箇所 麻生川(柿生駅前)、相模川(昭和橋)(座架依橋)(三川合流点)(玉川合流点)(戸沢橋)(新田宿)(中津)、永池川(門沢橋)、鳩川(長戸呂橋)、引地川(福寿橋)狩川(小台)(穴部新田)仙了川(清水新田) ○移設のため撤去 1箇所 永池川(清水橋)
参35	参考資料10 簡易型河川監視カメラ画像公開箇所一覧表	参35	簡易型河川監視カメラ画像公開箇所一覧表 追加 簡易型河川監視カメラ 10箇所 追加 4箇所 鳩川(長戸路橋)、永池川(平泉橋)、境川(目黒橋)、引地川(福寿橋)、
	(新規)	参43~46	参考資料13 県土整備局における風水害等時の緊急参集の在り方の見直しについて 県土整備局総務室長通知 追加